

岐阜県公報

第二千六百一十二号
平成二十七年一月九日

(金曜日)

目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	五
道路の区域変更	(道路維持課)	七
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(砂防課)	八
土砂災害警戒区域の指定解除	(同)	八
土砂災害警戒区域の指定	(同)	八
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	九
岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(都市整備課)	九
公 示		
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	九
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	〇
指定管理者の指定	(商工政策課)	〇
指定管理者の指定	(情報産業課)	〇
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課)	〇
県営土地改良事業の換地計画の決定	(同)	一
平成二十六年における地籍調査に関する事業計画の変更	(都市政策課)	一
正 誤		
目次中訂正	(医療整備課)	一
救急病院の認定中訂正	(同)	一

告示

岐阜県告示第七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

池田町

二 事業の種類

池田町・大野町共同学校給食センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県揖斐郡池田町粕ヶ原字宮下地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県揖斐郡池田町粕ヶ原字宮下地内における「池田町・大野町共同学校給食センター建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する共同調理場を整備するものであり、法第三条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である池田町は、議会の議決を経て予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

現在、池田町では、池田町学校給食センターを設置し、町内の小中学校五校における学校給食を実施しており、また、隣接する大野町は、大野町学校給食センターを設置し、町内の小中学校八校に加え保育園三園の給食を実施している。

しかしながら、池田町学校給食センターは、昭和五十三年に建設された施設であり、建物及び設備の老朽化が進行しているとともに、耐震性の不足が指摘されている。

一方、大野町学校給食センターについても、昭和六十年に建設されており、同様に老朽化が進行している。

また、ともに学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号）に適合していない施設であることから、衛生管理上の問題がある。

本件事業は、現在の両学校給食センターを廃止して、両町が学校給食を共同で実施するための共同調理場を新たに設置するものであり、完成により、施設の安全性の確保及び衛生的で安心な学校給食の実施が図られるものと認められる。

また、食育の拠点として、各種の研修会、町民を対象にした栄養教室等を積極的に実施することが可能になることから、地域における食育の推進にも寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業地の周辺は、既に整備された農業振興地域であり、本件事業は、新たに動

植物に影響を与える改変を伴わないことから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の事業計画は、建設する施設について、学校給食衛生管理基準に適合しており、かつ、起業地についても、申請案と他の二案とを社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案して選定されているものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、現在の池田町学校給食センター及び大野町学校給食センターは、老朽化が進行し、かつ、学校給食衛生管理基準に適合していないことから衛生面の問題があり、できるだけ早期に解消を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

池田町教育委員会事務局学校教育課池田町・大野町共同学校給食センター建設準備室

岐阜県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年一月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町鶴見字境ケ谷一六九九番五地先地内から同 郡同 町同 字同 一六九九番六地先地内まで	前 A 後 B	前 A 一六〇 四六五 後 A 一六〇 四六五 後 B 一六〇 三八〇	前 A 九〇・九 後 A 九〇・九 後 B 八九・〇	A 及び B 係は関係図面に表示する敷地の区分をい

岐阜県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年一月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	河合線 多治見	土岐市泉町久尻字西本町七番四地先から同 市同 町同 字新土岐津西町二八番一 地先まで	前 後	前 三〇 九〇 後 一六〇 三三〇	前 四二・〇 後 四二・〇	

岐阜県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年一月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	二百五十 六号	中津川市上野字下中尾九五番五地先から同 市同 字同 七六番一九地先まで	前 後	前 三〇 八〇 後 一三〇 五五〇	前 三三・〇 後 三三・〇	A 及び B 係は関係図面に表示する敷地の区分をい

岐阜県告示第十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第二百二十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新明南	不破郡関ヶ原町大字今須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第四百四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	------------------------------	---------------------

平木川

不破郡関ヶ原町大字野上

次の図のとおり

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第二百十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新明南	不破郡関ヶ原町大字今須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

新明南

不破郡関ヶ原町大字今須

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新明南	不破郡関ヶ原町大字今須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十年岐阜県告示第六百六号 岐阜都市計画道路事業 三・三・七号岐阜駅高

富線

三 事業施行期間

平成二十年十月十四日から

同 二十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人助けあいねっと・チーム相談ぼら

んていあ

三 代表者の氏名 大矢 時江

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼古市場町二丁目九番地

五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障がいのある人や社会的弱者などに關する、相談活動や利用できる制度、障害の状態や症状理解の普及に役立つ講演に関する事業を行い、高齢者や障がい者、社会的弱者の権利擁護に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人環境浄化を進める会岐阜

三代 表 者 の 氏 名 浅野 章良

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市山根岩六三三番地の一

五 定款に記載された目的 この法人は、不特定かつ多数の市民、事業者及び行政と連携し、有効微生物を活用して環境浄化に取り組みとともに、生ごみの資源化に関する事業を行い、地域社会の環境保全を図り、社会に貢献することを目的とする。

指定管理者の指定

岐阜産業会館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十五年岐阜県条例第十三号）第十五条の規定により公示する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市六条南二丁目一一番一号

一般財団法人岐阜産業会館

代表者 浅井 文彦

二 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

指定管理者の指定

ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅（ソピア・フラッツに限る。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、ソフトピアジャパンセンター条例（平成七年岐阜県条例第四十六号）第十七条及び岐阜県県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）第四十九条の八の規定により公示する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ

代表者 長田 邦裕

構成員

東京都中央区日本橋本町二丁目七番一号

伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社

大阪府大阪市中央区淡路町三丁目六番一三号

株式会社コンゲレ

羽島市正木町須賀五四四番地の一七

カワボウテキスタイル株式会社

大垣市丸の内一丁目一八番地

グレートインフォメーションネットワーク株式会社

東京都港区芝四丁目一一番三号

株式会社ビル代行

二 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の

写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
関 地 区	関 市 役 所	平成二七・一一・九から 二・二・九まで

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業下呂北部地区上杉谷工区の換地計画を定めたので、同条第四項におい
て準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを
縦覧に供する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十七年一月九日から

平成二十七年二月九日まで

二 縦覧場所

下呂市役所

平成二十六年度における地籍調査に関する事業計画の変更

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二
十六年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第
五項の規定により公示する。

平成二十七年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う
者の名称

調 査 地 域

調 査 期 間

下 呂 市	変更前	下呂市馬瀬名丸、馬瀬堀之内、 馬瀬中切、馬瀬川上、馬瀬数 河、馬瀬西村、御厩野、野尻、 小川、小坂町大島、萩原町羽 根、萩原町山之口及び金山町 福来の一部	平成二六・四・一から 同二七・三・三二まで
	変更後	下呂市馬瀬名丸、馬瀬堀之内、 馬瀬中切、馬瀬川上、馬瀬数 河、馬瀬西村、御厩野、野尻、 小川、小坂町大島、萩原町羽 根、萩原町山之口及び金山町 福来の一部	平成二六・一・二一から 同二七・三・三二まで

正 誤

(原稿誤り)

平成二十六年十二月十二日第二千六百六号 目次七七二頁上段前から四行目中「救急
病院の申出の撤回」は「救急診療所の申出の撤回」の、同段前から五行目中「救急病院
の認定」は「救急診療所の認定」の誤り。

(原稿誤り)

平成二十六年十二月十二日第二千六百六号 救急病院の認定（岐阜県告示第六百八十
五号）七七二頁上段前から四行目中「救急病院として」は、「救急診療所として」の誤
り。

平成二十七年一月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社